

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の
ように改正する。

令和元年6月7日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年霧
島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252
条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

（経過措置）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運
営に関する基準を定める条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（提案理由）

平成31年4月に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生
労働省令第63号）が改正され、放課後児童支援員認定資格研修の実施要件が改められたこ
とに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。